

最低制限価格の設定について

この工事は、入札書比較最低制限価格を下回る入札が行われた場合には、契約内容に適合した履行がされないおそれがあると判断し、落札者になれません。

(入札書比較最低制限価格)

次のア、イ、ウ及びエの合計金額。ただし、この金額が、予定価格を100分の110で除した額の92%を超える場合には、予定価格を100分の110で除した額の92%とし、また、予定価格を100分の110で除した額の75%に満たない場合には、予定価格を100分の110で除した額の75%とする。

- ア 県の設計金額（直接工事費）の97%
- イ 県の設計金額（共通仮設費）の90%
- ウ 県の設計金額（現場管理費）の90%
- エ 県の設計金額（一般管理費）の68%

なお、次に掲げる工事については、入札書比較最低制限価格について、下記のとおりとします。「 」内の金額は、県の設計金額（工事費内訳書に記載している費目の金額）によるものとする。

(1) 鋼橋上部、横断歩道橋の工場製作のある工事

- ① 県の設計金額（直接工事費）は、「工場製作費」、「直接工事費」の合計額とする。
- ② 県の設計金額（共通仮設費）は、「間接労務費」、「共通仮設費」の合計額とする。
- ③ 県の設計金額（現場管理費）は、「工場管理費」、「現場管理費」の合計額とする。

(2) 土木機械設備の工場製作のある工事

- ① 県の設計金額（直接工事費）は、「直接製作費」、「直接工事費」の合計額とする。
- ② 県の設計金額（共通仮設費）は、「間接労務費」、「共通仮設費」の合計額とする。
- ③ 県の設計金額（現場管理費）は、「工場管理費」、「現場管理費」、「据付間接費」、「設計技術費」の合計額とする。

(3) 電気通信設備、上下水道機械・電気設備工事

1) 一般工事

- ① 県の設計金額（直接工事費）は、「直接製作費」、「直接工事費」の合計額とする。
- ② 県の設計金額（共通仮設費）は、「間接労務費」、「共通仮設費」の合計額とする。
- ③ 県の設計金額（現場管理費）は、「工場管理費」、「現場管理費」、「機器（据付）間接費」、「設計技術費」の合計額とする。
- ④ 県の設計金額（一般管理費）は、機器単体費の「一般管理費等」、工事費の「一般管理費等」の合計額とする。

ただし、「直接製作費」が工事費内訳書に計上されていない場合、「直接製作費」は機器単体費に10分の6を乗じた額、「間接労務費」は機器単体費に10分の1を乗じた額、「工場管理費」は、機器単体費に10分の2を乗じた額、機器単体費の「一般管理費等」は機器単体費に10分の1を乗じた額とする。

2) 鉄塔・反射板工事

- ① 県の設計金額（直接工事費）は、「工場塗装費」、「材料費」、「製作費」、架設工事原価の「直接工事費」の合計額とする。
- ② 県の設計金額（共通仮設費）は、「間接労務費」、「共通仮設費」の合計額とする。
- ③ 県の設計金額（現場管理費）は、「工場管理費」、「現場管理費」の合計額とする。

ただし、「材料費」と「製作費」が工事内訳書に計上されていない場合、「材料費」と「製作費」の合計額は鉄塔製作費に10分の6を乗じた額、「間接労務費」は鉄塔製作費に10分の3を乗じた額、「工場管理費」は鉄塔製作費に10分の1を乗じた額とする。

(4) 建築物に係る工事（建築物に付帯する工事を含む。）

- ① 県の設計金額（直接工事費）は、「直接工事費」から現場管理費相当額を減じた額とする。
- ② 県の設計金額（現場管理費）は、「現場管理費」に現場管理費相当額を加えた額とする。

ただし、現場管理費相当額は、「直接工事費」に10分の1を乗じた額とする。